

厚総第 442 号
平成20年 6月 5日

各病院管理者 殿

茨城県保健福祉部長

医療従事者採用時における免許確認の徹底について

本県の保健医療福祉行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、最近、県内の医療機関において、准看護師の資格を有すると称する者の当該資格の確認を十分しないままに採用し、有資格者以外には行えない医療行為に従事させていたという事例があり、新聞で報道されたところです。

県といたしましては、これまでも医療機関において医師をはじめとする免許が必要な医療従事者を採用するときは、資格を有することを証明する免許証等の証書の原本により確認するよう指導してきたところですが、貴職におかれましては、引き続き無資格者による医療行為を防止するため、職員の採用時における資格の確認の徹底について万全を期されるようご配慮をお願い申し上げます。

なお、もし資格の有無が確認できないときは、資格があることが判明するまで当該資格を有する者としての雇用を猶予するなど細心のご留意をお願いいたします。